



栃木県公報

令和2(2020)年
11月13日(金)
第154号

目次

告示

○土壤汚染対策法による要措置区域の指定	943
○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定	943
○予定保安林	944
○土地改良区定款変更の認可	944

公告

○公共測量の実施	944
○同	945
○同	945
○同	945
○都市計画事業の施行	945
○同	946

告示

栃木県告示第586号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年11月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域
小山市大字喜沢字海道西1475番13の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

栃木県告示第587号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年11月13日

栃木県知事 福田 富一

- I
 - 1 指定する区域
小山市大字喜沢字海道西1475番13及び若木町一丁目1595番1の各一部
 - 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

II

- 1 指定する区域
小山市大字喜沢字海道西1475番13の一部
- 2 土壤溶出量基準及び含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境保全課)

栃木県告示第588号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2(2020)年11月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市上永野字柳沢2499-1、2500-2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2(2020)年11月13日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
壬生町土地改良区	令和2(2020)年11月5日
野木土地改良区	令和2(2020)年11月5日

(農地整備課)

公 告

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮地方務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年11月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業地域

宇都宮市内

3 作業期間

令和2(2020)年11月19日から令和3(2021)年1月29日まで

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年11月13日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業地域

宇都宮市内

3 作業期間

令和2(2020)年10月12日から令和3(2021)年2月25日まで

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、塩谷町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年11月13日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量(デジタル撮影)

2 作業地域

塩谷町内

3 作業期間

令和2(2020)年11月1日から令和3(2021)年3月19日まで

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那須町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年11月13日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量(デジタル空中写真撮影)

2 作業地域

那須町内

3 作業期間

令和2(2020)年11月1日から令和3(2021)年3月31日まで

(監理課)

○都市計画事業の施行

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和2(2020)年11月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
足利佐野都市計画道路事業3・4・1号前橋水戸線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
栃木県佐野市大町字大町及び字向川原茶園畑並びに大橋町字大橋町地内
 - (2) 使用の部分
栃木県佐野市大町字大町及び字向川原茶園畑地内

○都市計画事業の施行

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和2(2020)年11月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
大田原都市計画道路事業3・4・1号中田原美原線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
栃木県大田原市城山一丁目、城山二丁目、山の手一丁目及び山の手二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)